

給水装置材料納入業者届の取扱基準

(制定 平成 10 年 4 月 9 日部長決)

(最近改正 平成 23 年 5 月 1 日)

この取扱基準は大阪市水道局（以下「局」という。）が購入する給水装置材料の納入業者届について、つぎのとおり定める。

1 適用範囲

局の規格品（給水装置材料購入共通仕様書による）

2 承諾期間

届出業者が取消ししない限り無期限とする。

3 提出書類

給水装置材料納入業者届（様式 1 号）、仕様を満足することを証明する書類および材料（製品）図面等を 2 部提出すること。

4 審査

（1）提出書類の確認。

（2）局が必要と認めるときは、見本等の確認を行うことができる。

5 通知

提出書類 1 部は給水課で保管し、残り 1 部と給水装置材料納入業者承諾書（様式 2 号）をもって納入業者に通知する。

6 その他

（1）局が納入業者を不適格と認めるときは、給水装置材料納入業者承諾を取消すことが出来る。

（2）旧製造業者登録済み業者の材料（申請済み分）については再届出を免除する。

附則

この規定は、平成 23 年 5 月 1 日から実施する。

様式 1 号
平成 年 月 日

給水装置材料納入業者届

大阪市水道局工務部
給 水 課 御中

納入業者



「給水装置材料購入共通仕様書」に基づき次のとおり給水装置材料納入業者の届出をします。

記

1 届 出 事 項

商号または名称	
住所・電話番号 氏名（法人はその 代表者名）	
商 標	

様式 1 号 (続き)

2 届 出 品 目

様式 2 号

大水工給第 号
平成 年 月 日

様

大阪市水道局工務部給水課長

給水装置材料納入業者承諾について（通知）

つぎの届出材料を「給水装置材料納入業者届の取扱基準」に従って承諾したので
通知します。

記

1、納入承諾業者

2、承諾年月日 平成 年 月 日

3、納入承諾品目 下記のとおり

承諾品目

品名	呼経	図番	品番	備考

給水課：（TEL）06-6616-5483